

第7回 向日市上下水道事業懇談会 議事録

日 時 : 平成20年9月25日(木)午後2時から午後4時まで
場 所 : 向日市福社会館大会議室(3F)
出席者 :
(委員)吉川会長、井垣委員長、大場委員、鎌田委員、楠本委員、佐藤委員
田中委員、西田委員
(事務局)齋藤上下水道部長、齋藤上下水道部次長、大島上下水道部次長、
山根営業課長、高田浄水場長、松本上水道課主幹、
山中営業課課長補佐、柴崎営業課係長、横山営業課主任
傍 聴 : 3名

議事(要約)

(会長)前回の会議で、当懇談会から行う提言の取りまとめを小委員会をお願いしておりました。本日はみなさんに提言案について審議していただきます。

(委員長)前回8月20日の第6回懇談会で、小委員会の中間報告をさせていただきましたが、その時に市民のみなさんに理解していただくにはもう少し説明が詳しい方がよいとか、あるいは、必要な経費150円程度を一応理想としましたが、小委員会で検討しまして、市民の理解や今日の情勢を考える中で、一度に150円に上げるのではなく中間段階として130円程度ということで設定させていただいております。

まず、「はじめに」のところ、懇談会の検討の趣旨を、2番目に「下水道事業の経営の考え方」、さら向日市の現状を書いた後、平成19年度から国の方で資本費平準化債と分流式下水道が、新たに繰入金の対象になったことから、それに伴う経費の考え方という形で、4ページに図がございます。矢印部分と「分流式下水道に要する経費に対する繰入額」が、従来繰出し基準で設けられていた基準外のものです。

今回、網かけの部分の「分流式下水道に要する経費に対する繰入額」1.8億円が新たに繰出ししてもよい、つまり基準に含まれることになり、それを除いた2.1億円が当面繰出し基準にもないということとなります。適正な使用料収入を単価的には、150円としていますが、それを当面130円程度にという報告でまとめさせていただいております。

それについては、6ページで結びの前のところで、平成18年度全国平均が、1立方メートルあたり133円、近隣の京都市が130円、長岡京市が122円、大山崎町が121円であることから、現在、向日市は108円ですが、いきなり150円まで上げるのは大変だからその中間あたりの15%程度にすれ

ば、家庭用で280円の増となり、総平均で130円程度になるという形で出しています。

そのほか経費に関する説明としては、3ページで、汚水事業で186億円、雨水事業で51億円、さらに桂川右岸流域下水道負担金として汚水分で33億円、雨水分で36億円、これだけ莫大な金を向日市は、過去に投下しており、地方債の借入残高が、汚水分104億円、雨水分51億円、計155億円残っていると、ところが財政面では昭和54年に公共下水道使用料を制定してから、平成4年と5年の2カ年で37.9%の改定、さらに平成10年に23.6%の使用料改定を行っていて、一応黒字決算になっているものの、使用料収入が6億円、それとほぼ同じような5億円が汚水分の繰入、そのうちの4億円が基準外の繰入であるということで説明しております。

これが新たに詳しく説明した点です。今回、4ページで説明しました、1.8億円分流式下水道に要する経費に関する繰入額、これを今回、国の基準で認めてもらいましたが、向日市の財政にとっては、税金から繰出しするという点では同じ意味でして、ただ、国の制度としてこの分についてはやむを得ないであろうと認められただけですから、市にとっては財政の厳しさは変わらない。そういった意味でも、残る2.1億円については、できるだけ早期に回収する必要があるということです。

ただ、市民にとっては収入が増えないのに物価だけが高くなるという状況の中で、いきなり全額を負担していただくのは無理だろうということで、その半分程度の15%程度の料金改定が適正ではないかという方向付けをさせていただきました。

今後の課題についても、前回委員から訂正意見がございましたように、下水道事業に対する市民の理解を深めていただくためにも一層の情報の提供に努められたいという意見を付け加えております。

(委員) 前回の中間報告から、できるだけ市民が読んで理解しやすいという意味で、文言の追加、字句の訂正を含め努力をさせていただきました。

もうひとつは、6ページで、現在の下水道会計では、人件費と京都府に払う費用がほとんどで、独自事業を展開しているのは数百万程度でほとんどないということから、基本的には値上げをするか、市の一般会計から繰り入れるかどちらかしかないということから、委員会としては議論の結果、一般会計から繰り入れるというのは、一般の行政的サービスを低下させる可能性があるということ、全体としての負担の公平性から、利用者の方にも多少我慢していただくということで、負担を上げていかざるを得ない、ということで結論になった。

どの程度上げるかは委員会でも議論があり、150円という額が妥当ではないか、むしろそれを市民にお願いするべきではないかということと、高すぎるのではないかと、少し低くすべきではないかという議論があり、委員会の意見ではそれは市長裁量でやればという意見や、やはりここで明確にしておかないと

混乱するという意見もあり、結果として周辺の市町村の現状を入れて、だいたい15%、130円から140円程度が妥当ではないかという点を明記させていただきました。

(会長) 完全に回収するには150円、その約半分の15%程度ということで、金額は20立方メートルで280円程度の改定とされたということであります。

また、料金体系は、3倍近い開きがあることから、検討になっております。これは結局どういうことになりますか。

(委員) 現在の状況の格差が広がらないようにした方がよいという意見で、普通はたくさん使う人は安くなるのが一般の理論であるが、逆にたくさん使う人からたくさん取ってるのが現状で、それとたくさん使っている人がそんなにおられないので、そこを変えたとしても大きな財源の収入にならないので、逆に逃げて行ってしまうと困るということもあり、現状ぐらいにとどめるのが望ましいのではないかというイメージです。

(会長) 普通は、たくさん使えば、使うほどメリットがあるはずが、そうでないので、そこをさらに上げるというのは大口がますます出て行くからそれはやめた方がいいということですね。

(委員) 累進使用料体系は、高度成長期に大企業とか工場が水をたくさん使ってけしからんという大企業性悪説というものが主流を占めていまして、水量が急激に増えると水道管も一から布設しなければならない、下水道管なら埋めたものをさらに大きなものに変えるのは大変ということで、3倍とか5倍とか取っている。

長岡京市と向日市は、ほとんど似たような料金体系であるが、単価的には10円ほど違う。長岡京市のほうが高い。

それは、工場とか大口使用者が多いから。

向日市のように大企業の少ないところでは、大口を上げて入ってくる収入は限られているから全体で痛み分かち合う必要があるということでこういう提言をさせていただいた。

(委員) 水道は、累進性で(使用量が)多いところほど高い。

大きいスーパーとか百貨店とか、井戸水に切り替えていって、毎年どんどん大口が減っている。

そういうことで、あまり高くしても客が逃げていく。

それなら適正なコストにしたほうが客も逃げないのでいいのではないかといいことがある。

(会長) 地下水は自分の地面の下ならいくら掘ってもよいのですか。

(委員) 大阪は、汲み上げ規制があるが、京都は地下水が豊富なので規制がかけられない。

(委員) 向日市でも規制はない。(農業用の)苗とかは雑菌の入らない水道のほうがきれいにできる。

- (委員) 井戸を掘るのにもすごくお金が掛かるでしょう。それを水道使うのとではぜんぜんコスト的に違うのですか。
- (委員) 電気代だけで済みますよね。一時金はあるが。
- (委員) 農業とも関係あるのですね。
- (委員) 全部を水道で使うとなると相当になる。下水道もかかってくるのでかなりになる。
- (会長) 言葉のいいまわしで、1ページの「下水道事業の財政状況を見ると向日市一般会計全体を上回る額の借入金があり、一般会計から多額の繰入を行うなど経営的に不安定な状況となっている」の意味が読んでみて分からなかったが。
- (事務局) 一般会計の借入が約103億で、それ以上に下水道会計では、汚水で104億、雨水で51億、合計155億円の借入がある。
- (会長) 一般会計よりたくさんの借入をしている上に、一般会計からまた繰入しているということですね。
- (委員) 「一般会計全体の借入金」としたほうが分かりやすい。
- (会長) 水洗化普及率が97%で、1ページの普及率は、99.9%とあるがこれは何か。
- (事務局) 普及率99.9%というのは、人口比で99.9%とほとんどの方が下水道を使用できるということで、水洗化率は、まだ下水管に接続されていない汲み取りや浄化槽の家庭があって、それを除くと、人口比率で97%になる。
- (会長) サービスは受けられるが、水洗便所にしていないとか浄化槽になっているところが残っているということですね。
- (委員) 年度的には、義務がありましたね。
- (事務局) 汲み取りが3年で、浄化槽が半年という形で切り替え義務があります。
- (委員) 罰則規定があるのですか。
- (事務局) 罰則規定はありますが、市としてはお願いするとしており、また、借家関係の場合は、いろいろな状況があり、単純に過料を適用すれば済むということにはなっていない。
- 普及率ですが、整備普及率としたほうが分かりやすいかもしれない。
- (事務局) 古い文化住宅や、また、家庭の事情で水洗化できてないところもあり、普及に努めている。
- (会長) その部分のところで水洗化を進めると下水道を使う人も増えるということですね。
- (事務局) 下水道の水洗化率ですが、下水道の普及している都市で全国の平均普及率は、93%です。
- (事務局) 水洗化率が100%になると汲み取り業務が必要でなくなるというメリットもある。
- (会長) 先ほどの、地下水を汲み上げるということをされるのはどうしようもないのか。

- (事務局) 収入がなくなってしまうので、何とか規制をかけられないのか、水道協会や国の方に整備して欲しいと要望している。
- (会長) 地下水を汲み上げると、中国の天津なんかでは地盤沈下で1メートルぐらい沈下しているところがある。
- (事務局) 乙訓でもそうでした。向日市でも年々地盤沈下が進んできたし、井戸をどんどん掘って行って水質の悪化もあって、京都府営水道の日吉ダムの水を引っ張ってきたという歴史的な経過もある。
- (事務局) 市としても、環境の方で地下水保全に関する要綱を設けています。
- (事務局) 水量を届けてもらったり、協議会でのかたちで、汲み上げされている企業に対しては、水道水を使ってもらうように要望はしている。
- (会長) 日吉ダムを開発して投資している。それで地盤沈下を防いでいる。
- (事務局) いろいろな企業があるが、一番大量に汲み上げているのが向日市の水道部で、汲み上げできるという水量があるのでそれを守っていく、それで足りない部分は日吉ダムの水を使っていく。
- (会長) 市も民間も、トータルの水量を地下水として、許容できるところがあり、それを超えない範囲で地盤沈下を防いでいるわけだけれど、市としては、日吉ダムの工事のほうを水道代として、出してもらっているわけで、そちら(企業)のほうは自分だけということになる。
- (事務局) 企業のほうは、汲み上げた方がコスト的に安いということでやっているわけで、法的に整備してもらわないとどうしようもない。
- これは、全国的に問題になっており、企業は汲み上げているのは、水道料金が高くなったこともある。
- それと水道料金体系が、元利償還金とか人件費など固定費な基本料金部分が大きなウエイトを占めているが、少ししか使わない一般家庭に大きなしわ寄せが来るわけで、意図的に基本料金部分を抑えているというところがある。
- 従量料金部分でいただいているが、そのことによって、企業は、水道の蛇口は開けておくが水道は使わない、いる時だけ使うという便利使いみたいなことをされてしまうということがある。
- 基本料金が高かったら(従量料金は安くなり)仕方がないので水道を使おうかということになる。
- (会長) 「地方公営企業法の適用も視野に入れて今後検討されたい」とあるが、制約とメリットが書いてないと分からないのでは。
- (委員) 公営企業法に基づく会計処理をしたらいろんな資産の問題とか計上の仕方がみんな変わってくる。
- (事務局) 地方公営企業法といいますと、財務諸表として、損益計算書、貸借対照表を作る形になり、企業としての経営状況がよく分かるという方式です。
- (委員) 収支計算だけで、一番問題にされる借入金はどうなのかその返済状況がどうなっているのか、負債の項目を見ればいっぺんに分かるし、固定資産そのも

の減価償却の状況とか一目で分かる、そういう意味で財務状況がすべて一目瞭然ですので、そういうメリットがある。

今は任意適用で将来的には、いずれいろいろな公会計が複式簿記の原則を導入するようになってくると思われます。今すぐには無理ですね。人員の問題もある。

(委員)現場では、やり方が変わるということで抵抗感があるのですか。

(事務局)まず、一番問題になるのが固定資産で、下水道工事をする時、土質調査、設計業務、本工事という形になるが、それらが一体として、下水道関係の工事に含まれ、区域が同じであればよいか、広い部分、重なっている部分を整理して、それに人件費をのせて工事費を出していくと、それに対して減価償却をしていき、現在の金額を出すという作業になり、それが一番大きい。あといろいろな法律的な整備とかがある。

(委員)現在のところ固定資産の評価は、時価評価ではなく簿価評価ですか。

(委員)取得原価をその当時の貨幣価値で確定し、その後減価償却するのでは。

(委員)時価評価などいろいろ評価があるが、現在の段階でのすべての財政状況がすぐ分かるし、民間会計でも買った購入価格のままにおかれていたら分からない。

(委員)民間企業では、減損会計が導入されているため、帳簿価格で据え置いているのを、時価がどうなのか、下水道管でいうと、どのように腐食しているのか、減価償却だけの評価で正しいのかという問題が起こってきますね。

地震も何もないようなところならよいか、いろんな意味で歪みができたり、大きな減損が発生している可能性もあり得るので難しい。

(委員)公明正大に数字を見たらすぐ現状が分かるという実態には、公営企業も行政関係の会計も実はよく分からない、それを分かるようにしましょうという社会的努力はされているがそこまでいっていないのが現状。

それを少しでも公明正大な会計に近づけてほしいという程度で討ってほしいというぐらいの意味です。

(会長)それをすれば現実的な状況が分かるということですね。

(委員)実態が分かりやすくなるという意味で、それにより借金が減るとか数字が増えるわけではないが、資料を見て、ある程度知識のある人が見れば分かるという状況にするべきではないかということです。

(会長)この地方公営企業法の適用というのは水道料だけではないのですか。

(委員)水道とか交通については、当然適用といって、法律でしなさいとあり、下水道の場合は適用してもよいし、一般会計でいってもよいとなっている。

地方財政法では、第2条で公営企業であると規定しているが、公営企業法では、任意適用になり、一般的には準公営企業と表現している。

(会長)下水道については地方公営企業法では、財務諸表を適用せよとはいっていないが、そういう方向にした方がよいということですね。

(委員) 1立方メートル150円が妥当であると一応結論で言っていますが、そのことが独立採算を維持する金額だということで実際に試算もされている。

現実的な問題として150円というのは33%もの大きい値上げですね。

上げてほしくないというのは心情としてあるが、下水道事業のことを考えるとやはり財政的にもひどい状態だと、そういう立場から150円が妥当だという数字が出ているわけですから、私はここの結論は、市民感情を考えたら2分の1でいいと思うが、問題は、それで尻切れトンボになっているので、今後独立採算を維持していくためには後に2分の1を値上げしていく必要はあるのか、その時期はどうかについても、決めておかないといけないかなと思う。

150円と言っておきながら130円ですからその所がどうか。

(委員) 議論があって、段階的値上げも認めるとか、入れるとかあったのですが、そのへんは、全体会議の中で議論することにしたらどうですかというようなイメージであった。

(会長) 2点あると思うが、一つは、150円にすれば独立採算になるのでそれにすればいいのではという意見もあったが、受忍感覚も考慮して、取りあえず2分の1にしましょうということでもいいのかということと、それについて今後どうするかについて何も書いていないという2点ですね。

(委員) 150円が妥当と言っておいて、現実的な対応策として130円の値上げと言ってるのに乖離がある。150円が妥当と書いている以上、後どうするかという問題が残ってくる。

独立試算への改善が進むことになるというのは一步前進ですが、前進のままどうやむやにして次に行くのかということがある。

提言としての一貫性を保つためにはどうかなという気がしている。

(委員) 取りあえず財政期間分持たして、その次に社会情勢がどうなっているか、あるいは財政がどうなっているか、その時スパンで判断せざるを得ない。

取りあえず方向だけ示してその時に判断してもということでもいいのでは。

(会長) 皆さんのご意見としては、150円が問題解決になるのだが、それは厳しいので、将来的に段階的に解決する方向で、当面は2分の1でという提案ですね。

(使用料単価が)全国では133円、京都市が130円、長岡京市が122円、大山崎121円を書いてあるが、向日市はどうなるのか書いてないので分からない。

(委員) 「適正な下水道使用料のあり方」のところで、平均133円、京都市130円とあるが、向日市がいくらか書かれていないので、いくらかかなと思われるのではないか。

(委員) 4ページに現在の平均単価は108円と書いていますが、これに対して、全国平均133円がどれくらい、10何パーセントの値上げになるのかなあという感じです。実際には15%としか書いてないので計算しないといけない。

- (委員) そのへんが、15%と書いてもらうより、いくらと書いてもらう方が分かり易いかなと思います。
- (委員) 私は15%程度ということでもいいかなと思います。あとは行政の方で判断していただくべき問題で、最終的には市民から選ばれた市長の行政判断、市長責任での判断だと思う。
- そういう意味で、本当は150円で、投げたかったんです。
- (会長) 今のは、市長が決めればいいのではなく、こちらとしても説明責任もあるのでまずいだろうと、だからここに書いてあるように、今は108円であり、133円、122円とくらべてみると、現状では安い、しかし、値上げするのを150円にすれば、全部超えてしまうという問題ですよ。
- (委員) 「現在は108円」と入れる方がいいですか。
- (委員) 確かに、前にも書いてあるけれども、読んでいで向日市はいくらかなと思いい、探してみなければいけないし、入れておいた方が親切かもしれない。
- (委員) 使用水量により単価が違うので、たくさん使っている人も、少ない人も130円と思われるかと誤解される。
- (会長) 逡増性になっているからですね。
- (事務局) 数字は、全金額を全水量で割ったもので、大口も小口も含めたものです。
- (委員) この提言が、基本的に市長の判断、権限まで踏み越えてすべきであるという性格のものかということがある。
- だから、「15%程度で止めるべき」という表現になっているから、「望ましい」とかの表現の方がいい。
- そここのところは、提言の性格もどのように考えるかということになる。何円という値上げを言うのであれば。
- (委員) 市長の手足を縛るといのがいいのかということもあって、提言は提言だと無視してもいいよという意味合いのものか、我々も判断できない。
- (委員) 第5回の資料によると、亀岡市とか宇治市とかはもっと高い。その辺の高いところも入れるといいのでは。
- (委員) 地理的条件が違う。
- (委員) 高いところをもっと入れたらどうかというのがあったが、意図的と言われそうというのもあり、周りだけにしようということになった。
- (委員) 全国平均が133円であるのに130円より下ばかりなのもおかしい。身近な、高いところも入れないと公平性に欠ける。乙訓が安すぎるともいえる。
- (会長) 全国平均は、高いところも低いところも入っているのだから、入れるべきでしょう。
- (委員) 同じ、桂川水系だけに絞ってしまったのでこうなった。ただ値上げするにも高い例を挙げておかないと納得してもらいにくい。
- (委員) 比較的近いし身近である亀岡、宇治をひとつずつ入れとけば、理解してもらいやすいのでは。高いのなら南丹市もありますが。

(委員) 京丹波町とかあまりにも地理的条件が違いすぎる。

(委員) 受忍感覚も人により全部違う、あまりにも主観的ですので、あいまいな表現である。

(会長) 原則とすれば、下水道使用料で改定すべきであろうという結論でしょう。

　　だけどそれでは、ちょっと高いので考慮しようということになった。2分の1相当の15%程度ということで、これが受忍感覚なのかどうか。受忍感覚を考慮した結果、いくらというのがない。

(委員) 向日市が水道料が高いというのはよく耳にするので、でもここでそういう数字が並ぶと、高いという声をもっと大きくなるのでは。

(委員) 「適正な下水道料金のあり方」が一番結論になる部分ですが、前の「健全化の考え方」とか市民に読んでもらって、今の現状、一般会計からの繰入金下水道に大きな金額が流れているというのがどういう弊害を及ぼしているかということを理解してもらわないといけない。

(委員) 理解してもらって、その上で、市民のサービスを減らしてでも下水道料金に、つぎ込んでもいいとなるかもしれないしだめだとなるかもしれない。

　　そこが本来の市全体の行政的な意思を市民が聞いていただく話になり、我々がそこまで踏み込むべきなのか議論になるところである。

(委員) 全国平均が133円、だから130円、15%の値上げはやむを得ないのでは、ということで結論づければどうか。

(委員) 個人的には、いくらになるというのは出さないほうが望ましいと思っている。

　　それは、いったん130円とイメージが決まってしまうと提言の幅の中で動きにくいのではないかと。そこはむしろ議会や市長の裁量で決めてもらう範囲で、委員会としては、改定すべきであるが、この程度ぐらいでどうかというくらいして、あまりいくらといかないほうがいいのではと。

　　ただ、むしろ、その後どうするかというのがないのが、気にはなっていて、段階的にすべきとか、将来また見直すべきというのがあったほうがいいのか、書いてしまうとやらないといけないということになりその方がいいのかどうか。

(会長) 段階的に使用料を改定するのが望ましいと書いてありますね。

(委員) それは書いてあるが、段階的にいつとか、具体的に書いてない。それを書いたほうがいいのかどうか。

(会長) それは、書く必要はないのでは。当該第1ステップは書いてあるのでいいのでは。そこから先をどうするかは、その時になって考えれば。130円、15%に上げてやってみて、うまいこと行くかもしれないし。

(委員) 将来を含め、含みを持たせるために、平成21年度から約2分の1としていところを「当面」という言葉を入れたらどうか。そうすると将来的に150円に向かっていかなければならないという含みが出てくる。

　　それをいつするかは、3年後か10年後かはその時の情勢によるわけで。

(会長)そこは、当面といれて、130円というのは書かずに、15%の改定にとどめるべきであろうと、後は逓増性についてのこと。

(委員)超過料金が段階的に単価が高くなるように設定されていることや同じ1トンでも高いのと安いので3倍近い開きがあるというのを入れたほうがいいのかとも思う。

(委員)難しいかなとは思う。もう少し易しい言葉でお願いしたい。

(委員)ぱっと見たときに分かりにくい。いま話し合っているように、どこかで分かりやすいものを入れていくともっとみなさんの目にも止まりやすいのではないか。

(委員)そうだと思う。提言ですから文章も硬いし、数字も細かいし、おっしゃるとおりと思うが。

最後は、市民一人一人が、自分の生活実感で感じる金銭感覚が、痛みをどのように感じられるのか、そのような意見を代弁する議員の方がどのようにご理解していただくか、まず、市長がどのような議案を出すかが問題ですが。

(委員)市長にこんな提言ですと、その後は、我々としてはどうしなさいとはできない。

(委員)いままでで、質問など、市民から懇談会について反響はあるのか。

(事務局)経理上の問題とか、関心のある方はおられる。

(委員)文面については会長、委員長にチェックをお願いしてはどうか。

(会長)文章の修正については二人に一任していただくということでご了解お願いします。

小委員会から提案をいただいたものについて、修正いたしまして、市長に提言をしたいと思います。